

議事（3）本人と家族の声を踏まえた「認知症の人にやさしいまち」とは

※「認知症の人にやさしいまち」について、第1回、及び第2回有識者会議でのご意見等をもとに、論点を整理

【第1回会議の主なご意見】

- 認知症の人たちにとって住みやすい・フレンドリーな環境づくりをという意味ではないか。
- 認知症になる可能性は誰にでもあり、地域で見守っていくというのは当然のことである。地域のコミュニティを高めることではないか。
- 家族だけで悩みを抱えていた方がおられたが、相談に乗っていく中で地域に声をかけて助けを求めるようになり、その後はデイサービスに通うようになった。このことから、家族が安心して助けを求めることができる地域ではないか。
- 運転免許がなくなっても助けてくれる人が存在し、買い物に行ける、入院や治療が受けられる、施設の利用を拒否されない、ということではないか。
- 障害者教育等により少しずつ障害者の理解が進んできたように、認知症の理解者が増えることで、認知症の人が温かく見守られる地域になる。このためには、小学生のころから、認知症の理解を促す教育を継続して行うことなどが有効である。

【第2回会議の主なご意見】

- 自由、平等、社会参画、社会的包摂、と様々に考えられる。
- 人権尊重、認知症の人が安全・安心に暮らせるまちづくりがコンセプトと考えている。
- 認知症とは、進行するほど能力が低下してしまう病気。病気がなかったら過ごしていたであろう生活に限りなく近い生活ができることを可能にしてくれるまちが「やさしいまち」
- コミュニティが認知症という病気を理解し、偏見を持つことなく受け入れられることが大切。
- 認知症になれば、以前のままだに生活していくことは難しいが、認知症になっても今のまちで暮らしていきたい、今のまちで死にたい、と思えるようなまちを「やさしいまち」というのでは。
- 患者や家族に対するケアとサポートを考えていくことも重要。老老介護と、若年性認知症の方の介護とでは必要とする支援が異なる。
- 認知症の人があたりまえにコミュニティに受け入れられる、こういったことを「やさしいまち」というのでは。こういったコミュニティとなるために、医療、介護など多様なアプローチがあり、そのひとつとして法律がある、という形にすれば、全体の位置づけも整うのでは。

<論点整理（案）>

- 「認知症の人にやさしいまち」とは、認知症の人だけでなく、その家族への対応も含む。
- 「認知症の人にやさしいまち」とは、認知症になってもその人の意思が尊重され、安全かつ安心して暮らし続けていきたいと思えるまち（地域）。また、地域の範囲は概ね中学校区とする。
- 認知症になる可能性は誰にでもあり、自分の問題として考え、社会全体で支える意識を醸成していく。
- 地域の力を豊かにするために必要な行政支援を検討する。
- 認知症の正しい理解を深める啓発・教育を進め、地域において市民や事業者等の能動的な支援が行えるよう対応していく。
- かかりつけ医やあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）等、認知症の疑いを早期に把握し相談を受ける立場にある機関は、さらなる早期診断・早期対応の役割が期待されており、また、継続的な治療と介護が地域で受けられるように、関係機関が連携し取組みを積極的に推進する。このためにも、これら認知症の人を支える人材の育成が重要。

※ここでいう認知症とは、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（介護保険法第5条の2に規定）に加えて、広い意味ではその前段階も含む。